

田原市行政改革大綱

～ 新生田原市の基礎づくり～

平成 18 年 3 月



はじめに

平成 15 年 8 月 20 日に田原町と赤羽根町が合併し、併せて市制施行することで「田原市」が誕生しました。その後、平成 17 年 10 月 1 日には、渥美町との合併により、田原市は渥美半島のほぼ全域をその市域として、新たな歩みを始めたところです。

明治、昭和の大合併は、国づくりの必要性から進められましたが、今回の平成の大合併は、地方分権時代に適う地域を作り上げるために進められていることが特徴です。田原市の場合においても、半島一体となって更なる発展を目指すため、また、行財政基盤を充実させ、行政の効率的な運営と質的向上を図ることで地方分権時代にふさわしい基礎的自治体となるために、合併を実現いたしました。

今回の行政改革は、こうした合併の理念を具体化する「合併の仕上げ」として、また、今後の持続的発展を可能とするための「新生田原市の基礎づくり」として絶好の機会と捉えております。定員管理の適正化による組織のスリム化、補助金の整理・合理化等のほか、保育所・小中学校の適正規模の検討や受益者負担の考え方に基づく社会教育施設使用料の有料化など、市民の皆様にも大きく関係するものも含まれておりますが、これらを確実に実行していくことが、将来の田原市の発展に不可欠なものと考えております。

田原市は、合併に対する市民の思い、市役所に寄せられる市民の期待を真摯に受け止め、将来都市像である「うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)」の実現のため、職員一丸となって改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月

田原市長 白井孝市

目 次

第 1	改革の背景	1
1	国が進める行財政改革	1
(1)	地方分権の推進	1
(2)	三位一体改革の進捗	1
2	経済社会情勢の変化	1
(1)	少子・高齢社会の到来	1
(2)	豊かさの中での低い経済成長	3
(3)	地域社会の変貌	3
3	二度の合併、市制施行	3
(1)	赤羽根町との合併、市制施行	3
(2)	渥美町との合併	3
第 2	行財政運営における現状と課題	4
1	歳入・歳出の推移	4
2	財政力指数・公債費比率等の推移	4
3	職員数の状況	6
第 3	行政改革大綱の基本的な考え方	7
1	改革の目的	7
2	改革の理念	7
3	改革の 2 つの柱	8
4	基本目標	8
(1)	市役所内部の改革	8
(2)	市民サービスの再構築	9
5	改革期間	9
6	集中改革プランとの関係	9
7	今後の進め方	9
(1)	職員の意識改革	9
(2)	進捗状況の公表	10
第 4	実行計画(アクションプラン)	11

第1 改革の背景

1 国が進める行財政改革

(1) 地方分権の推進

平成12年4月に、中央集権型行政システムの中核的部分を占めてきた機関委任事務制度の廃止と国等の関与のあり方の見直しを主な内容とする「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、地方分権は実行の段階を迎えました。国と地方は従来の「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に転換し、これにより、地方自治体の「自己決定」の範囲は大きく広がるとともに、「自己責任」もまた格段に重くなりました。

地方分権社会における地方自治体は、地域の課題を的確に把握し、問題解決のための手法を編み出し、それを実践していくことが今まで以上に求められます。

(2) 三位一体改革の進捗

平成15年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」が閣議決定され、いわゆる「三位一体の改革」が進められることとなりました。

「三位一体の改革」は、地方における歳入構造を、国の関与が強い補助金や財源保障的側面を持つ地方交付税から地方税等の自主財源を主とすることで、地方分権を財政面において進めようとするものです。

平成17年11月には、平成16年度から平成18年度までの3年間で行うこととされる国庫補助負担金の4兆円を上回る規模の削減、3兆円規模の税源移譲並びに地方交付税総額の削減及び制度の見直しについての細目が最終合意され、今後実行の場に移されていく状況となっています。

今後は、国へ依存する財源は削減されることから、自らの権限と責任で財源を確保し、行政サービスを実施していくことが求められます。

2 経済社会情勢の変化

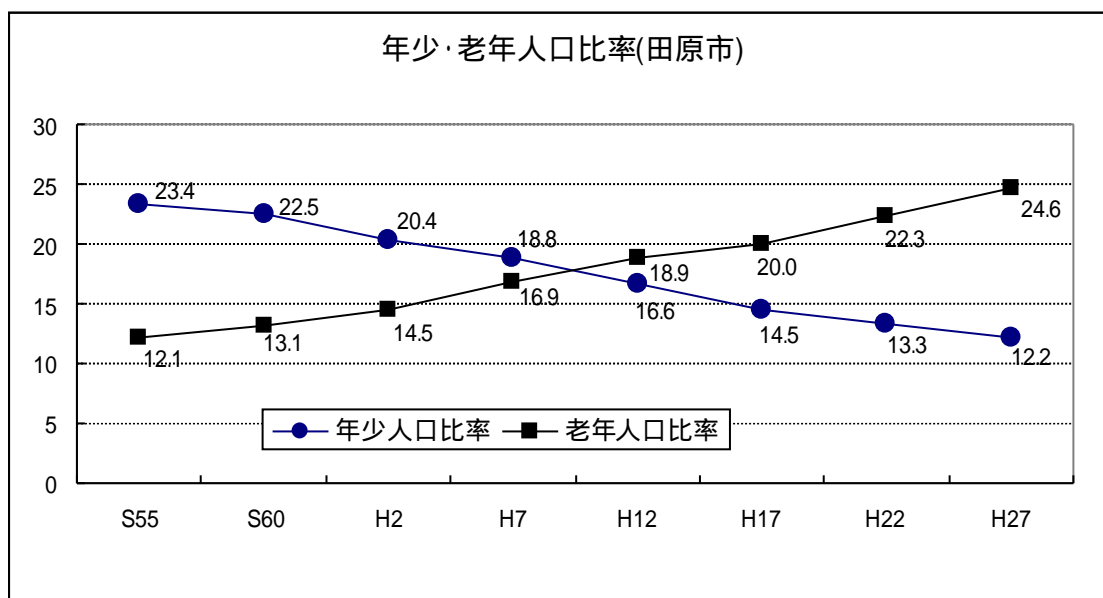
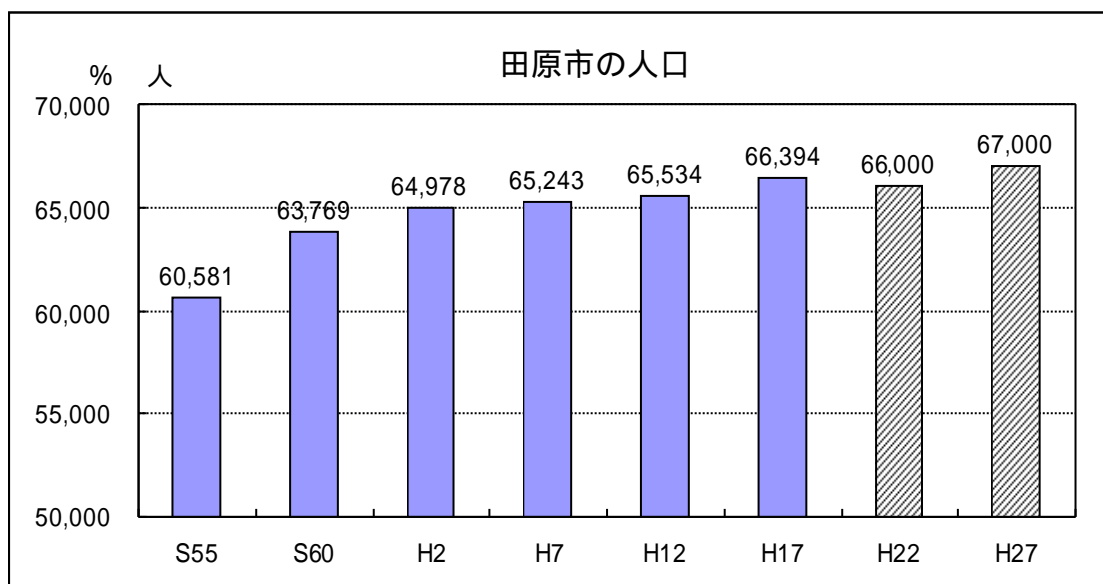
(1) 少子・高齢社会の到来

田原市においても、年少人口比率の減少、老年人口比率の増加といった少子・高齢社会の到来は着実に進行しております。

一方、「田原市・渥美町まちづくり推進計画(以下「新市建設計画」といいます。)によれば、平成15年8月の市制施行によるイメージアップや新たな市街地整備、住宅開発、臨海部工業用地への企業誘致等による社会増により平成27年度の人口を67,000人と見込むなど、若干の人口増を想定しています。

なお、人口動態統計の年間推計(厚生労働省)によれば、わが国全体の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の想定よりも1年早い平成17年には減少しており、人口減少社会がわが国においては既に現実のものとなっています。

少子・高齢社会は、労働力の減少の面から地域経済の活力が阻害され、また、税収の減少が懸念される一方、高齢化の進展の面から社会保障費の増加が見込まれるなど、田原市の財政を将来的に不安定にする大きな要因となることが考えられます。



平成 12 年以前のデータは、田原町、赤羽根町及び渥美町の数値の合算(相加平均)です。
 昭和 55 年から平成 12 年までのデータは国勢調査人口を、平成 17 年のデータは、人口については国勢調査人口(速報値)を、年少・老年人口比率については住民基本台帳人口(平成 17 年 10 月)を、平成 22 年及び平成 27 年のデータは新市建設計画による推計値を用いました。

年少人口比率：15 歳未満の人口/総人口　老年人口比率：65 歳以上の人口/総人口

(2) 豊かさの中での低い経済成長

わが国経済は、平成14年初めから4年近くにわたる景気回復が続いています。途中、平成16年後半には、IT関連部門の在庫調整等を端緒とした踊り場の局面を迎えたものの、平成17年には、民間消費や企業投資の回復に支えられ、その脱却へ向けた動きが徐々に現われている状況です。

しかしながら、景気回復の程度は、地域の産業構成や輸出競争力の違いなどを背景とした地域差が見受けられ、また、デフレ状況は依然として継続していることなど、一時的な景気動向指数等に一喜一憂することは、将来の判断を誤らせることにもなりかねません。

現在では「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになってきており、過去のような右肩上がりの高い経済成長が望める状況になっていません。これからは、低い経済成長を前提とした行財政システムを構築していくことが求められます。

(3) 地域社会の変貌

わが国の経済社会が大きく変動する中で、私たちの地域社会も大きく変化してきました。

かつて、日常生活がすべて同一地域の中で行われていたのと異なり、最近では、経済活動の発展に伴う人口流入・流出により同一地域・同一構成員という構図が崩れてきています。

また、価値観が多様化するにしたがい、地域活動も拡大・複雑化しており、活動基盤も新たにNPOという形態が現われています。

地域の構成メンバーの変遷は、住民同士のコミュニケーションの形成を難しくしている一方で、これらの変化に対応していくため、新たなコミュニティのあり方を模索する動きも広がっています。

これらのことを真摯に見詰め、今こそ、新しい地域社会を作り上げていくことが求められます。

3 二度の合併、市制施行

(1) 赤羽根町との合併、市制施行

平成15年8月20日に、田原町が赤羽根町を編入する形で合併が行われ、田原市が誕生しました。この合併は、その規模を拡大することによる行財政基盤の充実等を図っていくことのほかに、新たに市制を敷くことによる行政権限の拡大を伴うものでした。

この合併により、新市として、新しい行政体制を早期に確立させることが喫緊の課題となりました。

(2) 渥美町との合併

平成17年10月1日には、田原市が渥美町を編入する形で合併が行われました。この合併は、その市域を渥美半島のほぼ全域に広げ、一体と

なって発展していく端緒となるものでした。

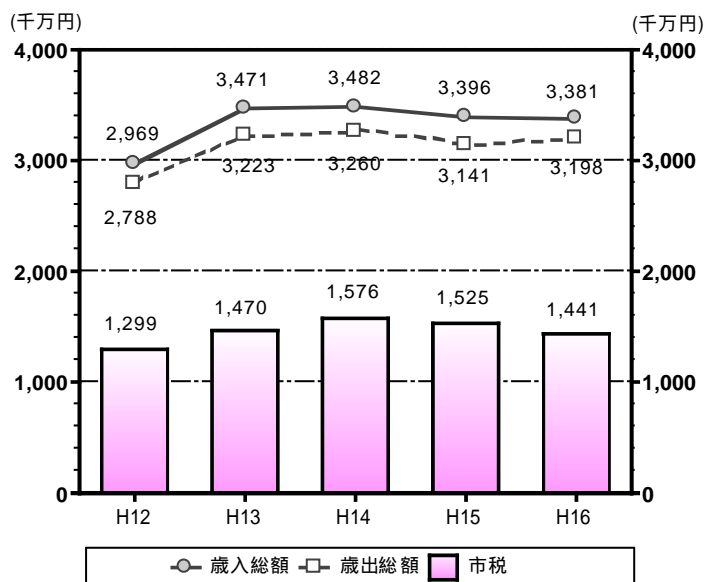
合併により肥大化した行政体制をスリム化していくことや、行政サービスをより一層の適正水準に方向付けることが必須の課題となり、また、先の赤羽根町との合併に伴い進められていた行政改革が、渥美町との合併協議により休止状態となっていたことから、早急な行政改革の推進が求められることとなりました。

第2 行財政運営における現状と課題

1 歳入・歳出の推移

平成16年度歳入決算額(普通会計)は338億円で、前年度比0.4%減でしたが、近来の景気回復局面に伴い、300億円を超える歳入を確保しています。市税収入も150億円程度で推移しており、歳入の4割以上を占めています。

平成16年度歳出決算額(普通会計)は320億円で、ここ数年は同程度で推移しています。



各データは、田原市(町)、赤羽根町及び渥美町の数値の合算です。

2 財政力指数・公債費比率等の推移

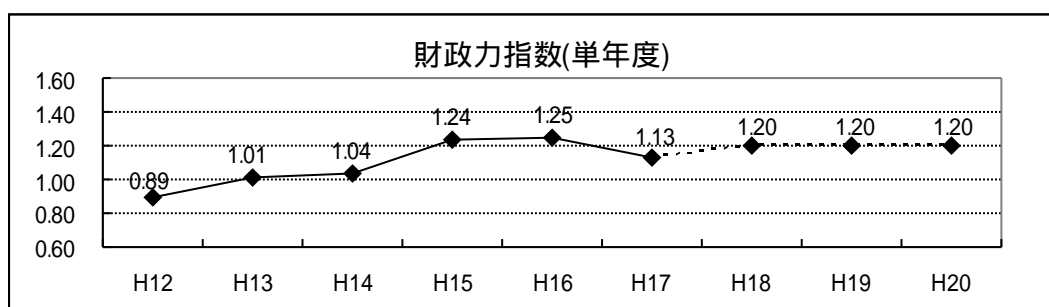
田原市は、臨海部への企業立地が進んで以来、財政力指数は年々上昇し、平成16年度には1.25と高い数値を示していましたが、平成17年度には1.13と減少に転じました。

また、公債費比率や経常収支比率などの財政指標についても、それぞれ適正とされる範囲に収まってはいるものの、それぞれ逡増傾向を示しており、現に平成18年度の予算編成においては、投資的事業への配分が困難を極めるなど、財政の硬直化が既に進行していることに注意する必要があります。

なお、田原市中期財政計画(平成18年度～平成20年度)によれば、財政力指数は今後1.20程度で推移していくものと見込んでいますが、公債費比率

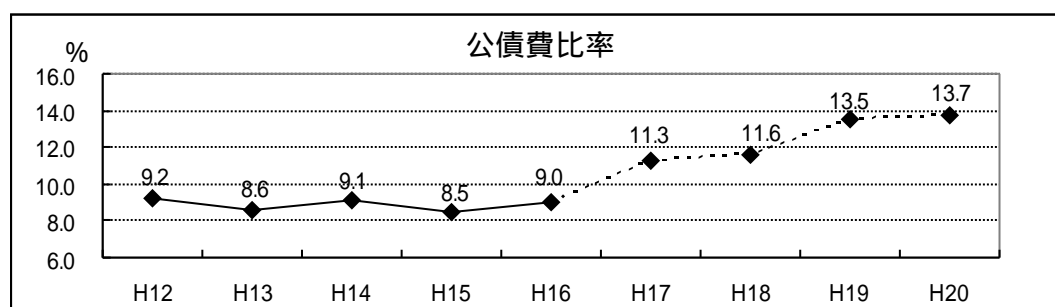
や経常収支比率については、現在の厳しさに、より一層拍車がかかるものと見込んでいます。

本項で用いたデータは、田原市(町)、赤羽根町及び渥美町の数値を合算(相加平均)したものです。なお、財政力指数に係る平成18年度以降のデータ、公債費比率及び経常収支比率に係る平成17年度以降のデータは、それぞれ、田原市中長期財政計画(平成18年度～平成20年度)による推計値を用いています。



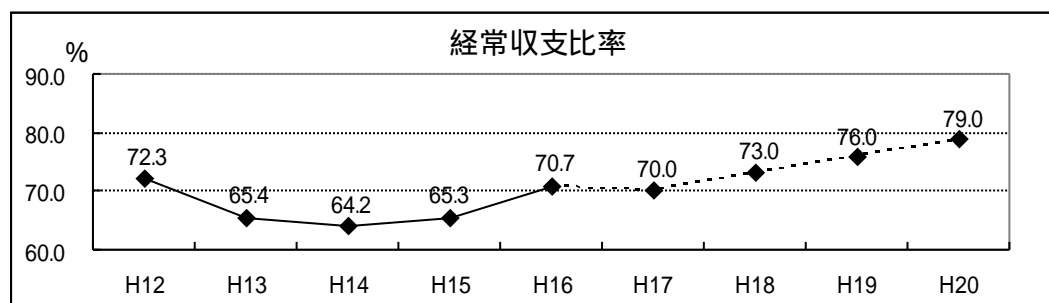
財政力指数

地方公共団体の財政の富裕度を示す指標として用いられ、1.00を超えるほど財源に余裕があるとされています。



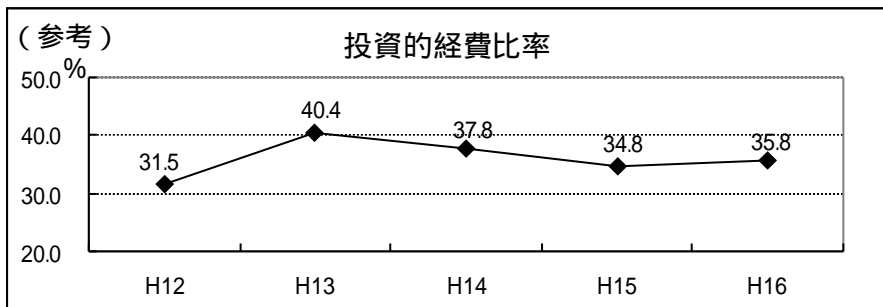
公債費比率

地方債の元利償還金等が一般財源(地方税、地方交付税など)に占める割合。財政負担の程度を表し、通常、10%を超えないことが望ましいとされています。



経常収支比率

人件費、扶助費、地方債元利償還金等の義務的経費が一般財源に占める割合。低いほど、財政構造の弾力性があるとされますが、都市部の一般的な基準は70%～80%とされています。



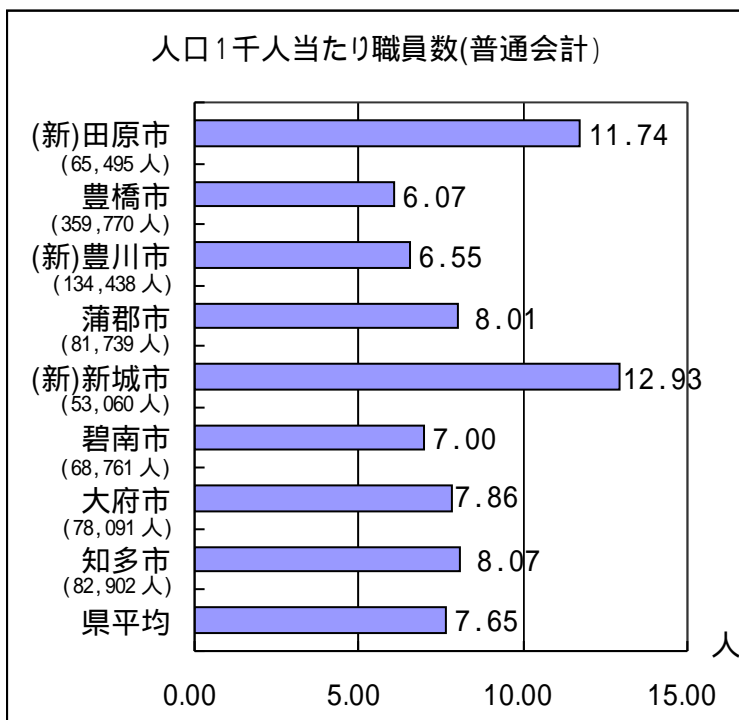
投資的経費比率

投資的経費(道路、公園、学校等の整備に充てられる経費)が歳出額に占める割合。

3 職員数の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数(田原市、渥美町及び田原渥美清掃施設組合の合計数)は 828 人(合併時(平成 17 年 10 月 1 日)は 819 人)です。

人口 1 千人あたりの職員数を近隣市及び県内の同規模の市と比較すると明らかに突出しており、より一層の職員定員の適正化が求められます。



平成 17 年 4 月 1 日時点

(新)田原市は田原市、渥美町及び田原渥美清掃施設組合の合計、また、(新)豊川市は豊川市及び一宮町の合計、(新)新城市は新城市、鳳来町及び作手村の合計によりそれぞれ算出しました。

なお、各市の人口は、平成 17 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口を用いています。

第3 行政改革大綱の基本的な考え方

1 改革の目的

新生田原市として初めて取り組むこととなる今回の行政改革は、行財政能力の充実強化を目指した合併の理念に沿って進める必要があります。

既に述べてきたとおり、現在は健全な田原市の財政状況も、将来的には不確実な歳入見通しや高まる歳出圧力など不確実性を増す財政環境にあります。

また、国が進める行財政改革、少子・高齢社会の到来や経済の低成長など社会経済の構造変化や変貌する地域社会といった私たちを取り巻く環境の変化に的確に対応していく必要があります。

このような中で、新しいまちづくりの指針である新市建設計画における田原市の将来都市像「うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)」を実現するため、「**新生田原市の基礎づくり**」を今回の行政改革の目的とします。

2 改革の理念

改革の目的である「新生田原市の基礎づくり」に向かって、職員が一丸となって行政改革を進めるためには、改革に対する職員の意思が統一されている必要があります。

そのため、田原が生んだ幕末の先覚者である渡辺崋山が江戸から国許の重役にあてた手紙で説いた為政者の心構えから「**有徳、独立、創意工夫**」の3つのキーワードを取り出し、これを田原市独自の行政改革の理念(改革のこころ)として、職員が一体となって行政改革を進めていくものとします。

渡辺崋山の教えは、160年余を経た今日においても、「**有徳**」は市民起点として、「**独立**」は自主自立として、「**創意工夫**」は時代の変化への対応として解釈することができ、その意味しているところは、ますます輝きを増しているように思われます。

渡辺崋山筆 田原御三人様宛書簡より (天保9年(1838年))

田原八武ヲ構シ 徳ヲ敷キ

天地の間ニ独立致

掌大の地ヲ百世ニ存候様 御工夫第一也

何テモ徳ニ無之テハ危シ

(大意)

田原は文武両道を範とし、立派な人格の道をひろげ、世界の中で自治独立し、小さな土地であるが、永世に残していくよう工夫することが第一である。何をするにも徳が行われなければ危うい。

3 改革の2つの柱

今回の行政改革は、先に述べたとおり国の進める行財政改革や少子・高齢社会の到来に伴う経済社会情勢の変化に対応すると同時に、赤羽根町との合併・市制施行、また、渥美町との合併を端緒としたところに特徴があります。

「合併は究極の行政改革である。」といわれますが、その趣旨は、行政体制をひとつにまとめることで、例えば職員数を削減したり、また、これを契機として事務事業の見直しを行うことを意味します。改革は、まずは市役所内部に向けられる必要があることは論を俟たないと思われま

す。一方、同じ渥美半島に属していた市町であっても、それぞれの風土に根付いた行政サービスが行われており、合併協議で一定の調整がなされたものの、これを速やかに、より適正な水準に収れんさせ、また、受益者負担の考え方に基つき市民が平等に行政サービスを享受できるようにすること、即ち、行政サービスを新たに見直していくことが、新市において求められることと思われま

す。これらを踏まえて、「**市役所内部の改革**」と「**市民サービスの再構築**」を行政改革の2つの柱と位置付け、取り組むこととします。

4 基本目標

改革の2つの柱を具体化するため、「**市役所内部の改革**」については4つの、「**市民サービスの再構築**」については2つの基本目標を定めまし

た。基本目標のそれぞれについては次のとおりです。なお、基本目標を達成するため、22の改革項目を設定しました。この改革項目ごとに実行計画(アクションプラン)を定め、改革を実行していくこととなりますが、詳細については、「第4 実行計画(アクションプラン)」に譲ります。

(1) 市役所内部の改革

市役所のスリム化

定員管理の適正化、民間委託等の推進により、市役所をスリムにします。

健全な財政の確立

今後の財政状況が不透明であることから、引続き健全な財政を保つことができるような手法を検討していきます。

事務の効率化

公共施設の管理運営方法や関係団体等を見直すことにより、効率性の高い事務執行が行えるようにします。

公正の確保と透明性の向上

市の施策を遂行していくうえで、公正を確保し、透明性を向上させる手法として行政評価やパブリックコメント制度を導入します。

(2) 市民サービスの再構築

サービス体制の見直し

無駄、無理、ムラのある行政サービスを見直し、効率よい行政サービスが提供できるようにします。

財源の適正配分と受益・負担の見直し

費用対効果を十分見極め、不要不急の事務を見直し、これにより生ずる財源を有効に使えるような下地を作ります。

また、受益者負担の考えを取り入れ、サービスを受ける方には一定の負担をお願いし、サービスを受けない方との公平性を保つようにします。

5 改革期間

改革期間は、改革項目ごとにそれぞれの目標期限を設け、改革の実現に努めることとしますが、当面の目標期間として平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年度と設定することとします。

6 集中改革プランとの関係

平成 17 年 3 月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

これによりますと、行政改革大綱を策定(見直し)するとともに、指定された事項について、平成 17 年度から平成 21 年度までの取組みを住民に分かりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」といいます。)を平成 17 年度中に策定し、公表することとされています。

田原市においては、行政改革大綱をこれまで述べてきたような様々な要因から、改革を進めていく軸(本体)として位置付けていきます。一方、集中改革プランは行政改革大綱の内容を踏まえつつ、指定された事項について、目標の数値化や住民に分かりやすい指標を用いることにより行政改革大綱を補完するものと位置付けることとします。

両者は、縦系と横系の関係のごとく相互に関連し、また、車の両輪として一体となって行政改革を進めていきます。

7 今後の進め方

(1) 職員の意識改革

行政改革を改革項目にしたがって実際に推進していく際には、職員の意識次第でその進捗度合いが大きく変わってくることが予想されます。むつかしい局面も、職員の現状認識(危機感)とそれに対する熱意が満たされていれば、自ずと道は開かれてくると考えるからです。

したがって、行政改革を推進するに当たっては、事務事業評価の手法や職員研修を積極的に活用するなどして、職員の行政改革に対する意識を高めていきます。

(2) 進捗状況の公表

行政改革を進めるに当たって、その進捗状況を公表することは、改革を継続して推進していく原動力となることはもとより、田原市として説明責任を果たしていくうえで重要な意味を持ちます。改革期間中、年に1、2回をめぐり、必要に応じて有識者等の意見を附したうえで、田原市ホームページ等に行政改革の進捗状況を公表していくこととします。

第4 実行計画(アクションプラン)

基本目標		改革項目	アクションプランの主な内容	目標年度					
				17	18	19	20	21	
市役所の内部改革	《A》市役所のスリム化	①定員管理の適正化 (No.1)	定員適正化計画の策定 人材育成基本方針の策定 人事考課制度の導入 組織のフラット化の導入	◎ ◎	△ △	○ ◎			
		②給与制度等の見直し (No.2)	給与水準の是正 調整手当の廃止 通勤手当その他手当の見直し 旅費制度の見直し 互助会事業を含む福利厚生事業の見直し 職員互助会への補助金の見直し 福利厚生事業の実施状況の公表	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎			→	
		③民営化・民間委託等の推進 (No.3)	民間委託推進計画の策定 デイサービス事業の民営化(民間移管) 保育所の民営化(総合施設の手法を活用)		◎ ◎ △			◎	
	《B》健全な財政の確立	①財政健全化手法の検討 (No.4)	中期財政計画(H19-H23)の策定 財政運営ガイドラインの策定 新・公共工事コスト縮減計画の策定 公共工事の入札・契約の更なる適正化(継続)	◎	◎ ◎ ◎				→
		②徴収率の向上 (No.5)	差押、公売の積極的実施 口座振替推進策の実施 県に対する市民税徴収事務の委託(引継ぎ) 休日収納窓口の開設 平日時間外窓口の開設	◎ ◎	○ ◎	◎			→ →
	《C》事務の効率化	①公共施設の管理運営方法の見直し (No.6)	公共施設の管理のあり方の検討及び公表 指定管理者制度導入推進計画の策定 指定管理者制度移行		◎ ◎ ○		◎		
		②外郭団体・関係団体の見直し (No.7)	外郭団体等関与・助成見直しガイドラインの策定 外郭団体等の見直し 市営施設管理協会の廃止	◎	◎	○		◎	
		③諮問機関・協議会等の見直し (No.8)	諮問機関・協議会等の統廃合の実施及び運営方法の見直し		○	◎			
		④投票区再編の実施 (No.9)	投票区再編の実施		○	◎			
	《D》公正の確保と透明性の向上	①行政評価の導入 (No.10)	行政評価の導入		○	◎			→
		②パブリックコメント制度の導入 (No.11)	パブリックコメント制度の導入	○	◎				→
	市民サービスの再構築	《E》サービス体制の見直し	①保育所運営のあり方の見直し (No.12)	保育所の統廃合 総合施設の手法を活用した民営化		△ △			◎ ◎
			②小中学校の規模の適正化 (No.13)	検討組織の設置・検討 基本方針の確定、小中学校整備要領の見直し 学校自由選択制導入の検討		△	○	◎	△
			③給食方式の統一 (No.14)	共同調理場方式への統一(給食センター建設検討会の設置)(試食会の実施)	△ ◎ ◎				◎
④市内交通施策の見直し (No.15)			市内交通施策検討委員会(仮称)の設置(検討事項) ・ぐるりんバスの路線見直し ・ライフランド巡回バスのあり方の検討 ・スクールバスのぐるりんバス代用の検討 福祉タクシー・バス料金助成制度の見直し	◎ △					
⑤コミュニティ支援の見直し (No.16)			コミュニティ助成制度の再見直し 地域コミュニティ振興計画の策定	◎	△		◎		
⑥窓口サービスの向上策の検討 (No.17)			平日時間外窓口の開設	◎				→	
⑦電子市役所の構築 (No.18)			地域情報化実施計画(H15-H19)の実施	○				→	
《F》財源の適正配分と受益・負担の見直し		①補助金の整理・合理化 (No.19)	補助金見直しガイドラインの策定 補助金の整理・合理化		◎	○	◎		
		②使用料・手数料の見直し (No.20)	社会教育施設使用料の見直し		○		◎		
		③ごみ有料化の検討 (No.21)	事業系一般廃棄物有料化の実施 大量の直接搬入ごみ有料化の検討 産業廃棄物有料化の実施		△ △ ◎	◎			
	④健康・福祉施策の見直し (No.22)	高齢者敬老金の節目方式の検討 遺児手当支給における所得制限の実施 検診事業における自己負担の導入の検討(継続)	△		◎		→		

凡例(目標年度中)

△：検討・実施のための事前準備

○：試行・一部実施

◎：実施

《A》市役所のスリム化

					1
改革項目	定員管理の適正化	担当課	人事課		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「定員適正化計画(計画期間：平成 17 年度～平成 26 年度)」の策定 ・「人材育成基本方針」の策定 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・総定員数を縮減することで、人件費総額を圧縮することができる。 ・やる気のある有能な職員を育成することで、人員減によるサービス低下を防止できる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	定員適正化計画の策定 人材育成基本方針の策定 人事考課制度の検討 人事考課制度の試行 組織のフラット化の検討 組織のフラット化の導入				
数値目標	定員適正化計画(平成 18 年 3 月策定) (17.4.1 現在) 828 人 () (22.4.1 現在) 757 人 対 比較： 71 人 8.6% <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> (27.4.1 現在) 657 人 対 比較： 171 人 20.7% </div> 人件費総額(平成 16 年度) (平成 21 年度) 60 億 50 百万円 55 億円程度 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> (平成 26 年度) 48 億円程度 </div>				

定員数(平成 17 年 4 月 1 日現在)及び人件費総額(平成 16 年度)は、田原市、渥美町及び田原渥美清掃施設組合のそれぞれの合計です。なお、四役(市長、助役、収入役及び教育長)に係る分を除きます。

人件費総額は、職員給与、共済組合負担金、退職手当組合負担金及び災害補償費の合計です。なお、水道事業等の公営企業分を含みます。

《A》市役所のスリム化

					2
改革項目	給与制度等の見直し			担当課	人事課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料水準の是正(17.10.1) ・ 調整手当の廃止(17.10.1) ・ 通勤手当その他手当の見直し(17.10.1) ・ 旅費制度の見直し ・ 互助会事業を含む福利厚生事業の見直し ・ 職員互助会への補助金の見直し ・ 福利厚生事業の実施状況の公表 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与等が市民の理解を得たものとなり、併せて、人件費総額を圧縮することができる。 ・ 職員に対する福利厚生事業が市民の理解を得たものとなる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	給料水準の是正 調整手当の廃止 通勤手当その他手当の見直し 旅費制度の見直し 福利厚生事業の見直し (職員互助会への補助金見直しを含む。) 福利厚生事業の実施状況の公表				
数値目標					

給料水準の是正(平成 17 年 10 月 1 日)

国基準の初任給の採用(現行から 1 号下位(消防職は 2 号下位)へ)

「わたり」の是正(職階制の適正化)

- ・ 主事の 4 級昇格の廃止
- ・ 主任の 5 級昇格の廃止
- ・ 主幹の 8 級昇格の廃止

特定級及び特定号給の適正な運用 など

調整手当の廃止(平成 17 年 10 月 1 日)

8 % 廃止(0 %)

その他の手当の見直し(平成 17 年 10 月 1 日)

通勤手当

- ・ 2 km 未満の徒歩通勤者の手当廃止

時間外勤務手当

- ・ 深夜勤務支給割合の見直し
- ・ 勤務 1 時間あたりの給料月額の見直し

《 A 》 市役所のスリム化

						3
改革項目	民営化・民間委託等の推進			担当課・係	総務課 (福祉課) (児童課)	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「民間委託推進計画」の策定 ・デイサービス事業の民営化(民間移管) ・保育所の民営化(総合施設の手法を活用) 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減、人員削減に資することができる。 					
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
実施予定	<p style="text-align: center;">民間委託推進計画の策定</p> <p style="text-align: center;">民間委託の推進 →</p> <p style="text-align: center;">デイサービス事業の民営化(民間移管)</p> <p style="text-align: right;">保育所の 民営化</p>					
数値目標						

《 B 》 健全な財政の確立

					4
改革項目	財政健全化手法の検討			担当課	財政課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「中期財政計画(平成 19 年度～平成 23 年度)」の策定 ・「財政運営ガイドライン」の策定 ・「新・公共工事コスト縮減計画」の策定 ・公共工事の入札・契約の更なる適正化を図るための取組みを実施 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の財政見通しをより明確化することにより、また、各種財政指標を参考とすることにより、予算編成の適正化を図ることができる。 ・公共工事における積算過程の見直し及び発注時における適正化を図ること、公共工事コスト縮減に資することができる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	中期財政計画の策定 財政運営ガイドラインの策定 新・公共工事コスト縮減計画の策定 <u>公共工事の入札・契約の適正化を図るための取組み(毎年度)</u>				
数値目標					

(参考)

主な財政指標(田原市と渥美町のそれぞれの合算(相加平均)により算出したものです。)

指 標 名	指数	説 明
財政力指数 (平成 17 年度)	1.13	地方公共団体の財政の富裕度を示す指標として用いられ、1.00 を超えるほど財源に余裕があるとされています。
公債費比率 (平成 16 年度)	9.0	地方債の元利償還金等が一般財源(地方税、地方交付税など)に占める割合。財政負担の程度を表し、通常、10%を超えないことが望ましいとされています。
経常収支比率 (平成 16 年度)	70.7	人件費、扶助費、地方債元利償還金等の義務的経費が一般財源に占める割合。低いほど、財政構造の弾力性があるとされますが、都市部の一般的な基準は 70%～80%とされています。

《C》事務の効率化

			6		
改革項目	公共施設の管理運営方法の見直し		担当課・係		総務課 財産管理課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の管理のあり方の検討及び公表 ・「指定管理者制度導入推進計画」の策定 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存廃、管理のあり方等を見直すことにより、効率的な施設管理を行うことができる。 ・公共施設の管理に民間能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることができる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	指定管理者制度移行 公共施設の管理のあり方の検討及び公表 指定管理者制度導入推進計画の策定 指定管理者制度移行				
数値目標					

指定管理者制度：公の施設の管理を民間に委ねることができる制度。民間能力の活用により、住民サービスの向上及び経費の節減が期待される。

指定管理者制度移行施設(平成 18 年 4 月 1 日)

- ・ 観光情報サービスセンター(道の駅田原めっくんはうす)
- ・ 蔵王山展望台
- ・ 太平洋ロングビーチ観光便益施設
- ・ 赤羽根水産物荷さばき施設
- ・ 泉港、姫島漁港、宇津江漁港、浦南河岸小型船舶係留施設
- ・ 滝頭公園、緑が浜公園(緑が浜運動公園)、白谷海浜公園
- ・ 市民館

《C》事務の効率化

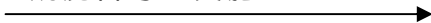
					7
改革項目	外郭団体・関係団体の見直し			担当課	総務課 (関係課)
実施内容	・「外郭団体等関与・助成見直しガイドライン」の策定				
期待される効果	・外郭団体等に対する助成を含む関与のあり方を見直すことで、当該団体の自立化に資することができる。				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	外郭団体等関与・助成見直しガイドラインの策定 問題点の拾い出し 見直し 市営施設管理協会の廃止				
数値目標					

外郭団体一覧

(平成 18 年 4 月 1 日現在(見込)) 単位：千円

	華山会	田原市土地 開発公社	(株)グリーン エナジー たはら	(株)サンテ パルク田原	(株)あつまる タウン田原	(社福)田原市 社会福祉 協議会
設立時期	昭和 63 年 4 月	昭和 62 年 4 月	平成 17 年 9 月	平成 7 年 1 月	平成 13 年 1 月	昭和 42 年 3 月
資本金 (基本財産)	150,000	10,000	180,000	30,000	100,000	3,000
田原市 出資(出捐)額	140,000	10,000	91,800	18,000	50,000	0
出資率	93%	100%	51%	60%	50%	0%
事業概要	渡辺華山に 関する調査 研究ほか	公有地取得 事業(道路 公園等)、土 地造成事業 (宅地分譲 等)	風力・太陽 光・廃棄物 発電施設等 の製造及び 供給施設の 設計・建設 運営・維持 管理ほか	各種販売業 務ほか	都市再開発 土地・建物 の有効利用 調査、各種 イベント等 企画立案・ 運営ほか	社会福祉事 業の企画・ 実施、住民 参加の援助・普及業 務ほか
担当課	総務課	財産管理課	清掃管理課	農業公園 管理事務所	街づくり 推進課	福祉課

《C》事務の効率化

			8		
改革項目	諮問機関・協議会等の見直し			担当課	総務課 (関係課)
実施内容	・ 諮問機関・協議会等の統廃合の実施、運営方法の見直し				
期待される効果	・ 類似する諮問機関等を統廃合又は運営方法を見直すことで、事務の効率化を図ることができる。				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	統廃合等の実施 				
数値目標					

《C》事務の効率化

			9		
改革項目	投票区再編の実施			担当課・係	総務課(選管)
実施内容	・投票区再編の実施				
期待される効果	・投票区を適切配置することで、選挙事務の合理化に資することができる。				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	<p style="text-align: center;">投票区再編の検討 → 投票区再編の実施 投票区再編の実施</p>				
数値目標					

投票区の数(47投票区)

- ・ 田原地区 22
- ・ 赤羽根地区 8
- ・ 渥美地区 17

今後執行(予定)される選挙

任期満了日	選挙名	前回選挙期日
H19.2.2	田原市議会議員一般選挙	H15.1.26(田原町議会議員一般選挙)
H19.2.14	愛知県知事選挙	H15.2.2
H19.4.27	田原市長選挙	H15.4.27(田原町長選挙)
H19.4.29	愛知県議会議員一般選挙	H15.4.13
H19.7.28	参議院議員通常選挙	H13.7.29
H21.9.10	衆議院議員総選挙	H17.9.11
H22.7.25	参議院議員通常選挙	H16.7.11

《D》公正の確保と透明性の向上

			10		
改革項目	行政評価の導入			担当課	総務課
実施内容	・ 行政評価の導入				
期待される効果	・ コスト意識に基づいた成果志向による行政運営ができる。 ・ 評価結果の公表により、行政の透明性を確保できる。				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	(事務事業評価) 職員研修・試行 → 本格実施 → (政策施策評価) 手法の検討 →				
数値目標					

事務事業評価：事務・事業ごとに成果指標やコスト指標等を用いて現状分析・自己評価を行い、今後の方向性を判断し、事務改善に結び付けていく手法

政策施策評価：事務事業評価の結果に基づき、その上位体系である政策・施策について取捨選択や優先順位付けを行っていく手法

これまでの田原市における行政評価の取組み

- ・ 平成14年度：1係1事業を対象とした試行を実施
- ・ 平成15年度：補助金を対象とした試行を実施
(赤羽根町との合併に際し中断)

《D》公正の確保と透明性の向上

					11
改革項目	パブリックコメント制度の導入			担当課	文書課
実施内容	・パブリックコメント制度の導入				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることができる。 ・市民との協働による市政の推進に資することができる。 				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	試行(行政改革大綱) パブリックコメント制度の導入				
数値目標					

パブリックコメント制度：市の基本的な計画等を策定する際に、意思決定前の素案の段階で公表し、市民の意見を聴く制度

《 E 》 サービス体制の見直し

			1 2		
改革項目	保育所運営のあり方の見直し			担当課	児童課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の統廃合の検討 ・ 総合施設の手法を活用した民営化の検討 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費の減とともに、保育所の適正配置に資することができる。 ・ 小規模園の解消により、園児の団体活動等が促進される。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	検討組織の設置・検討 地元説明 既存幼稚園と協議				統廃合・民営化の実施
数値目標	25 園 (22 園)			15 園程度	

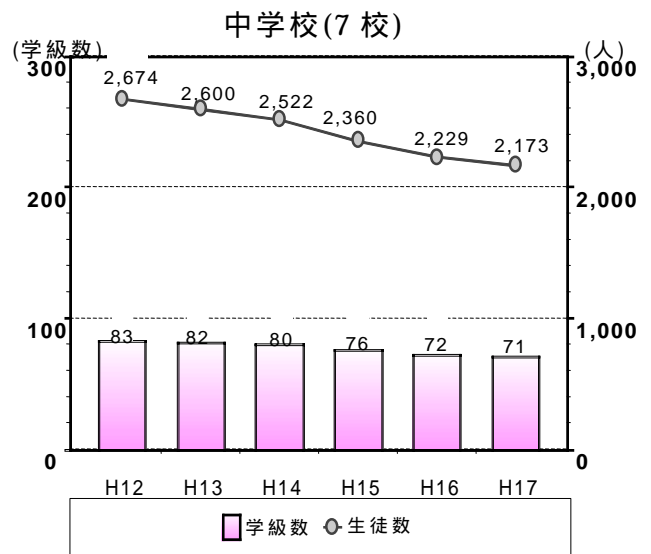
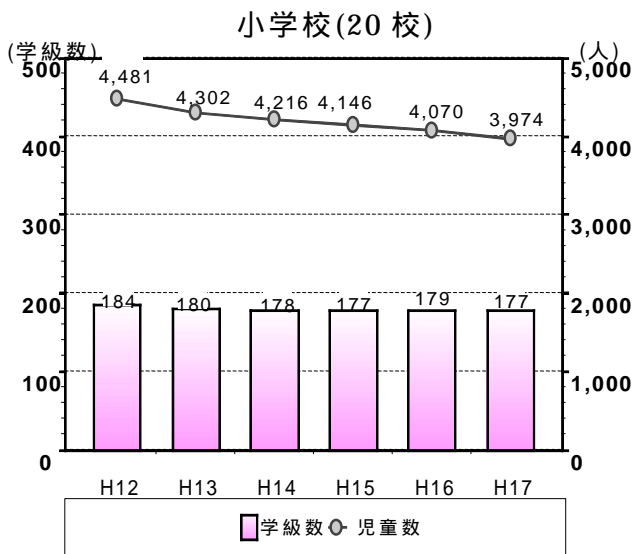
総合施設：既存の幼稚園・保育所施設の相互活用等により、就学前の教育・保育を一体として行うこととする施設の総称

数値目標の 25 園は平成 17 年 3 月末現在の田原市、渥美町の保育所数の合計です。なお、亀山、伊良湖、小塩津の 3 園を廃園(平成 17 年 4 月 1 日)したため、現在 22 園となっております。

《 E 》 サービス体制の見直し

			13		
改革項目	小中学校の規模の適正化			担当課・係	(教委)管理課
実施内容	・小中学校の適正規模の検討				
期待される効果	・学級数を適正規模とすることで、児童・生徒の教育上の効果が向上する。				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	検討組織の設置・検討 →			基本方針の確定	
	小中学校整備要領の見直し 学校自由選択制導入の検討				
数値目標					

(参考) 学級数・児童(生徒)数の推移



各データは、田原市(町)、赤羽根町及び渥美町の数値の合算です。

《 E 》 サービス体制の見直し

						14
改革項目	給食方式の統一	担当課・係			給食センター 児童課	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同調理場方式への統一 (給食センター建設検討会の設置・試食会の実施) 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食方式を共同調理場(給食センター)方式に統一することで、次の点が期待される。 ア 衛生面が充実した施設による給食を、全ての小中学校(保育所)に提供できる。 イ 給食物資の一括購入により、安価な食材料の確保が可能となり、食事内容の向上や給食費の節減が可能となる。 ウ 職員の事務負担の軽減、人件費の圧縮に資することができる。 					
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
実施予定	<p style="text-align: center;">建設検討会の設置</p> <p style="text-align: center;">基本構想の決定</p> <p style="text-align: center;">基本設計・実施設計</p> <p style="text-align: center;">竣工</p> <p style="text-align: center;">共同調理場方式への統一</p> <p>試食会の実施 →</p>					
数値目標	試食会満足度 19.0%		33.3%			

(参考)

(現)給食センターの概要

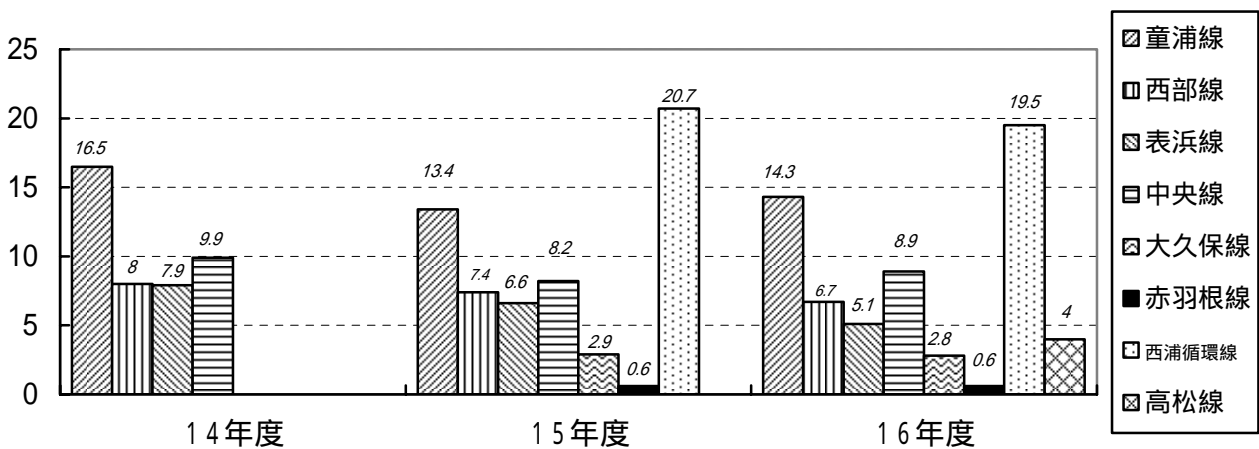
- ・ 所在地：田原市加治町石井戸 60 番地 4
- ・ 竣工：昭和 45 年 12 月
- ・ 業務開始：昭和 46 年 4 月
- ・ 給食能力：8,000 食
- ・ 対象施設：小学校 9 校、中学校 3 校、保育園 12 園
(自校(自園)調理方式：小学校 11 校、中学校 4 校、保育園 10 園)

《 E 》 サービス体制の見直し

		15			
改革項目	市内交通施策の見直し			担当課・係	総務課 福祉課 (教委)管理課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内交通施策検討委員会(仮称)の設置 (検討事項) ぐるりんバスの路線見直し ライフランド巡回バスのあり方の検討 スクールバスのぐるりんバス代用の検討 ・ 福祉タクシー・バス料金助成制度の見直し 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存バス路線を踏まえた市内交通施策の充実を図ることができる。 ・ ぐるりんバス整備状況等と重複する部分の福祉タクシー・バス料金助成を見直すことで、経費節減に資することができる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	市内交通施策検討委員会(仮称)の設置 検討 → 福祉タクシー・バス料金助成制度の見直し →				
数値目標					

(参考)

ぐるりんバス利用実績《一便当りの平均乗車数の推移グラフ(単位:人)》



《 E 》 サービス体制の見直し

			16		
改革項目	コミュニティ支援の見直し			担当課	総務課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成制度の再見直し ・「地域コミュニティ振興計画」の策定 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ組織の自立化を図ることができる。 				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	見直し			再見直しの実施	
数値目標	地域コミュニティ振興計画の策定				

《 E 》 サービス体制の見直し

			17		
改革項目	窓口サービスの向上策の検討			担当課	税務課 市民課
実施内容	・ 平日時間外窓口(諸証明の発行、税・水道料金の収納)の開設				
期待される効果	・ 開庁時間内に来庁できない方へのサービス向上を図ることができる。				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	平日時間外窓口の開設 →				
数値目標	60 件/月				

平日時間外窓口の概要

開設時間

午後 5 時 15 分から午後 7 時まで

対象窓口(一部取り扱っていない業務もあります。)

- ・ 市民課(諸証明の発行、印鑑登録ほか)
- ・ 税務課(諸証明の発行、市税・水道(下水道・集落排水等)使用料の納付)

実績

	諸証明交付件数		税・水道使用料等の収納			
	市民課	税務課	市税		水道使用料等	
平成 17 年 10 月	103 件	9 件	5 件	98,000 円	2 件	6,991 円
平成 17 年 11 月	103 件	1 件	11 件	106,600 円	0 件	0 円
平成 17 年 12 月	97 件	3 件	25 件	417,600 円	0 件	0 円
平成 18 年 1 月	60 件	3 件	2 件	12,400 円	1 件	6,026 円
平成 18 年 2 月	70 件	2 件	1 件	20,000 円	1 件	1,400 円

《 E 》 サービス体制の見直し

					18
改革項目	電子市役所の構築			担当課	情報推進課
実施内容	・「地域情報化実施計画(後期:平成15年度～平成19年度)」の着実な実施				
期待される効果	・市民の利便性の向上とともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることができる。				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	<p>災害情報システム構築 ・<u>渥美地区展開</u> →</p> <p>公共施設予約システム拡充</p> <p><u>電子申請システム拡充</u> →</p> <p>電子入札システム構築 →</p> <p>電子決裁システム検討・構築 →</p>				
数値目標					

災害情報システム

災害発生時に、市対策本部や各防災関連機関、避難所等で被害状況、救援状況等の災害情報を共有するもの。

公共施設予約システム

スポーツ施設、文化施設等の公共施設の案内・予約を各所設置の行政情報端末や自宅のパソコン等から行なえるようにするもの。

電子申請システム

時間・場所の制約を受けことなく、各種申請・届出が行なえるようにするもの。

電子入札システム

インターネット等で、入札情報の公開並びに入札及び結果の提供等が行なえるようにするもの。

電子決裁システム

決裁、承認処理をネットワーク上で行なうもの。

《 F 》 財源の適正配分と受益・負担の見直し

			19		
改革項目	補助金の整理・合理化			担当課	財政課 (関係課)
実施内容	・「補助金見直しガイドライン」の策定				
期待される効果	・適正な補助制度となることにより、財政支出の適正化を図ることができる。				
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施予定	補助金見直しガイドラインの策定 補助金の整理・合理化の実施				
数値目標					

平成16年度補助金総額

- ・ 事業費補助金 16億42百万円程度
- ・ 団体運営補助金 4億22百万円程度

《 F 》 財源の適正配分と受益・負担の見直し

					20
改革項目	使用料・手数料の見直し			担当課・係	生涯学習課
実施内容	・ 社会教育施設使用料の見直し				
期待される効果	・ 社会教育施設使用料について次の点を見直すことで、受益と負担の適正化を図ることができる。 有料化 使用料の額の適正化 減額・免除規定の運用の見直し				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	社会教育施設使用料の一部見直し 社会教育施設使用料の検討 → 社会教育施設使用料の見直し				
数値目標					

社会教育施設使用料の見直し(平成 18 年度)の概要

中央公園テニスコート使用料を有料化(210 円 / 1 面・1 時間)

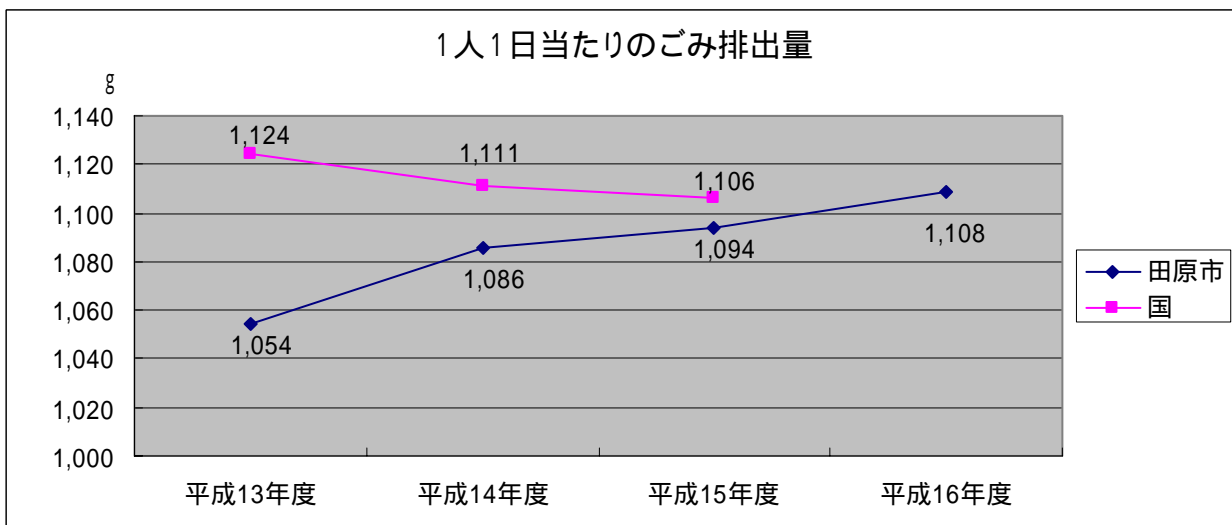
総合体育館等の料金区分を 1 時間あたりの料金に改正(統一)

《 F 》 財源の適正配分と受益・負担の見直し

					2 1
改革項目	ごみ有料化の検討			担当課・係	清掃管理課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物有料化の実施 ・ 産業廃棄物有料化の実施 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化を推進し、ごみ処理に係る経費を軽減することができる。 ・ ごみ処理に係る負担の公平性を確保できる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	<p style="text-align: center;">ごみ(一般廃棄物)有料化の検討 →</p> <p style="text-align: center;">事業系一般廃棄物有料化の実施</p> <p style="text-align: center;">大量の直接搬入ごみ有料化の検討 →</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物有料化の実施</p>				
数値目標	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (平成 16 年度) 1,108 g		(平成 21 年度) 1,074g		

事業系一般廃棄物：事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物
 産業廃棄物：事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、廃油、建設廃材など法令で定める廃棄物

(参考) 1 人 1 日当たりのごみ排出量



田原市(町)、赤羽根町及び渥美町の合算(相加平均)により算出したもので、自家処理量を除外しています。

《 F 》 財源の適正配分と受益・負担の見直し

22

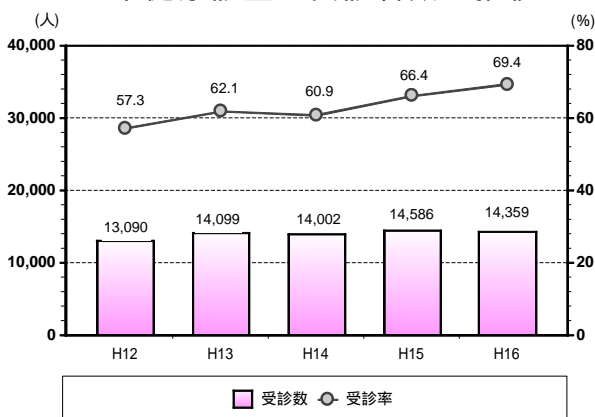
改革項目	健康・福祉施策の見直し	担当課	福祉課 児童課 健康課		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者敬老金の節目方式の検討 ・ 遺児手当支給における所得制限の実施 ・ 検診事業における自己負担の導入の検討 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化社会の進展による将来の財政負担に備えるとともに、代替財源を新しい福祉施策に充当することができる。 ・ 高所得者に対する遺児手当の支給を制限することで、制度に対する市民の理解を得ることができる。 ・ 受益と負担の適正化を図ることができる。 				
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施予定	<p style="text-align: center;">高齢者敬老金の節目方式の検討</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">遺児手当支給における所得制限の実施</p> <p style="text-align: center;">検診事業における自己負担の導入の検討(引続き検討課題)</p> <p style="text-align: center;">→</p>				
数値目標					

節目方式：例えば傘寿(80歳)、米寿(88歳)、数え100歳以上といった節目に当たる年齢の方に高齢者敬老金を支給する方式

高齢者敬老金の概要(平成17年度)

項目	概要	(参考)旧渥美町の同制度の概要
対象年齢及び敬老金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80歳～84歳 : 3,000円 ・ 85歳～99歳 : 5,000円 ・ 100歳以上 : 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80歳 : 3,000円 ・ 85歳 : 5,000円 ・ 90歳 : 10,000円 ・ 95歳 : 10,000円 ・ 100歳以上 : 30,000円
敬老祝品(商品券)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数え100歳 : 20,000円 ・ 数え101歳以上 : 5,000円 	なし

基本健康診査の受診者数の推移



【田原市市民憲章】

- 平成 17 年 10 月 1 日制定 -

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りを持ち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑のやすらぎのある 美しいまちをつくりましょう。
- 1 心と体をきたえ、健康で明るい 生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化のかおり高い 心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、安心して安全な 暮らしやすいまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、活気あふれる 伸びゆくまちをつくりましょう。

田原市行政改革大綱
～ 新生田原市の基礎づくり～
平成 18 年 3 月
田原市総務部総務課